

## 【平成23年度税制改正積み残し部分】

平成23年度税制改正の積み残し項目に関する法案が平成23年11月30日に可決・成立しました。

法人税及び納税環境整備に関する主な内容は以下の通りです。

### 法人税

#### 1 法人税率の引き下げ

普通法人の区分	改正前	改正後
中小法人以外	30%	25.5%
中小法人		
所得金額のうち 年800万円超の部分	30%	25.5%
所得金額のうち 年800万以下の部分	22% [18%]	19% [15%]

カッコ内の税率は

平成24年3月31日までの間に終了する事業年度

18%

平成24年4月1日前開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度

18%

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度

15%

復興特別法人税が課税される平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の実質的な法人税率

普通法人の区分	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日開始	平成27年4月1日 以降開始
中小法人以外	28.05%	25.5%
中小法人		
所得金額のうち 年800万円超の部分	28.05%	25.5%
所得金額のうち 年800万以下の部分	16.5%	19% [15%]

## 2 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除制度が下図のように改正されました。

	改正前	改正後 中小法人、特定目的会社等	それ以外の法人
控除限度額	繰越控除前の所得金額の全額	改正なし	繰越控除前の所得金額の80%
繰越期間	7年	9年	9年

この改正は、平成24年4月1日以降開始する事業年度について適用されます。  
また、繰越期間を延長する改正は、平成20年4月1日以降に終了した事業年度において生じた欠損金について適用されます。

上記の改正に伴い、下記の改正が行われました。

欠損金の生じた事業年度の帳簿書類の保存が、欠損金の繰越控除制度の適用要件となります。  
法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が9年(改正前7年)に延長します。

## 3 減価償却

定率法の償却率が、以下のように改正されました。

改正前	改正後
定額法の償却率 × 250% (1/耐用年数)	定額法の償却率 × 200% (1/耐用年数)

この改正は、平成24年4月1日以後に取得する資産について適用されます。

定率法を採用している法人が、平成24年4月1日前に開始しかつ、同日以降に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、改正前の償却率により償却することができることとされています。

また、改正前の定率法を採用している減価償却資産について、平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合でも、当初の耐用年数を採用することができることとされています。

#### 4 寄附金の損金算入限度額

寄附金の損金算入限度額が下図のように、改正されました。

寄附金の区分	改正前	改正後
国・地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金	全額	改正なし
特定公益増進法人等に対する寄附金	所得金額 × 2.5% + 資本金等の額 × 0.125%	所得金額 × 3.125% + 資本金等の額 × 0.1875%
一般の寄附金	所得金額 × 1.25% + 資本金等の額 × 0.125%	所得金額 × 0.625% + 資本金等の額 × 0.0625%

#### 5 その他

以下の租税特別措置は、平成24年3月31日をもって廃止されます。

エネルギー需要構造改革推進設備等の特別償却又は特別税額控除  
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

## 納税環境整備

### 1 更正の請求期間の延長

納税者による更正の請求をすることができる期間が、  
下図のように延長されることになりました。

税 目		改正前	改正後
法人税	欠損金の額に係るもの	1年	9年
	移転価格税制に係るもの	1年	6年
	上記以外	1年	5年
贈与税	上記以外	1年	6年
		1年	5年

また、課税庁による増額更正の期間が3年から5年に延長されます。  
ただし、脱税の場合の増額更正の期間は存置されます。(改正前7年)

この改正は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する  
国税について適用されます。